

○市営建設工事に係る現場代理人に関する取扱いについて

平成24年3月1日市長決裁

平成25年3月22日一部改正

平成26年2月21日一部改正

平成28年6月1日一部改正

令和4年2月2日一部改正

令和5年1月13日一部改正

市営建設工事に係る現場代理人に関する取扱いについて

市営建設工事に係る現場代理人について、以下のとおり一定要件を満たす工事の兼務を認めることとします。

1 現場代理人の兼務を認める条件

受注者は、次のいずれにも該当する工事において、2件の工事で現場代理人を兼務することができるものとする。

- (1) 当初設計金額（税込）が、4,000万円（建築一式の場合8,000万円）未満であること。
- (2) 工事場所は花巻市内であること。（県等他の発注機関が兼務を認めている公共工事との兼務も可能）

2 現場代理人の兼務手続

- (1) 受注者は、現場代理人の兼務をさせようとするときは、「現場代理人の兼務届」（様式第1号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表を添付し発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、「現場代理人の兼務届」の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

3 兼務中の留意事項

兼務を承認された現場代理人は、次の事項を遵守すること。

- (1) 受注者は、現場代理人を兼務させる各々の工事の連絡員を定め、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員を工事現場に常駐させ、携帯電話等により常時連絡が取れる状態を確保し、発注者との連絡に支障を生じさせないこと。
- (2) 現場代理人は、一方の工事に偏ることなく、適切に工事現場の運営、取締りを行うこと。
- (3) 現場代理人は、1日に1回以上は当該工事現場に駐在し、現場の安全管理及び住民対応を徹底すること。

4 現場代理人の兼任の取消し等

兼務が承認された工事現場において、次のいずれかに該当した場合は、「現場代理人兼務承認取消通知書」（様式第2号）により兼務を取り消すものとする。

なお、現場代理人の承認を取り消された場合は、速やかに新たな現場代理人を配置するものとし、新たな現場代理人が配置できない場合は、発注者は解除権に基づき当該工事の契約を解除するものとする。

- (1) 個人又は受注者の責にかかわらず、安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故が発生した場合
- (2) 下請け任せ及び着手の遅れ等が明らかで、適正な施工が行われていないと認められた場合

5 施行期日

この取扱いは、令和5年1月13日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札通知（次項において「公告等」という。）を行う工事から適用とする。

6 経過措置

この取扱いの施行の際、現に公告等を行っている工事又は契約締結済の工事については、1の基準を満たし、かつ発注者が兼務を認めた工事（工事打合簿等の書面により明確となっているもの）については、この取扱いの規定を適用することができる。